

高齢運転者交通事故防止事業補助金交付要領

(通則)

第1条 この要領は、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則20号 以下「規則」という。）および福井県安全環境部県民安全課所管補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、高齢運転者交通事故防止事業に係る補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、福井県内に居住する満65歳以上の者に対し、後付け安全装置の購入および自らの乗用車への設置について、予算の範囲内において支援することにより、高齢運転者の交通事故の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 乗用車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）

第2条第2項に規定する自動車であって、自家用に供するものをいう。

(2) 後付け安全装置

次のいずれかに定めるペダル踏み間違いの時の事故を抑止する機能を有した装置で、かつ、同装置を設置した乗用車が「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）に適合するもの。

ア 車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時および徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電氣的に制御する装置

イ 自動車の停車時および徐行時において、前方または後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏み込まれた際に加速を抑制する装置

ウ その他福井県知事（以下「知事」という。）が認めるもの

(3) 限定運転宣言書

加齢による身体機能や運転技能の低下から発生する交通事故の危険を避けるため、運転する時間帯や場所等を限定して、安全運転を続ける取組みとして、自らの限定運転の宣言項目を所定の様式に記載したものを限定運転宣言書という。

(補助対象者)

第4条 この要領による補助の対象となる者(以下、「補助対象者」という。)は、次のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 福井県内に居住する満65歳以上の者(申請に係る年度内に65歳に達する者を含む。)
- (2) 後付け安全装置を設置する乗用車の自動車検査証に記載されている「所有者の氏名又は名称」または「使用者の氏名又は名称」と同一である者
- (3) 有効期限内の自動車運転免許証を保有している者
- (4) 限定運転宣言書を保有している者

(補助対象経費等)

第5条 補助対象事業における経費等は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費

補助対象者が、自らの乗用車に後付け安全装置を購入および設置するのに要する経費をいう(消費税および地方消費税相当分を含む。設置に際して行った自動車の故障個所の修理もしくは補修または改良もしくは改造に係る費用を除く。)

(2) 補助金の交付額

本補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内とし、限度額は30,000円とする(交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)。ただし、他自治体からの補助金の交付額と本補助金の交付額の合計が補助対象経費を超える場合は、その超える額について、本補助金の交付額から差し引く。

(3) 補助対象事業

補助対象者が、自らの乗用車に後付け安全装置を購入および設置する事業をいう。

2 補助対象事業は、限定運転の実施を宣言した日以降における、後付け安全装置の購入および設置を対象とする。

(交付申請書兼実績報告書)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下、「申請者」という。)は、対象装置の設置後3か月以内に、高齢運転者交通事故防止事業補助金交付申請書兼実績報告書(要綱様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 後付け安全装置購入・設置証明書(添付書類様式第1号)
- (2) 誓約書(添付書類様式第2号)
- (3) 県税の納税状況の確認について(添付書類様式第3号)
- (4) 自動車検査証の写し
- (5) 自動車運転免許証の写し(住所変更がある場合は裏面も必要)
- (6) 限定運転宣言書の写し

(交付申請書兼実績報告書の受付期間)

第7条 高齢運転者交通事故防止事業補助金交付申請書兼実績報告書(要綱様式第7号)の受付期間は、令和元年8月19日から令和2年3月31日までとする。ただし、受付期間中に補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、交付申請の受付を中止することができる。

(交付決定および額の確定)

第8条 知事は、前条の申請があったときは、前条に規定する書類により当該申請の内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付するときは、補助金の交付決定および額の確定をするものとし、申請者に高齢運転者交通事故防止事業補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、前条の通知を受け、本補助金の交付を受けようとするときは、高齢運転者交通事故防止事業補助金交付請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(県による調査)

第10条 知事は補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、本補助金の交付を受けた者に対して、対象装置の使用等に関する調査を行うことができる。
2 本補助金の交付を受けた者は、県が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 知事は、虚偽の申請その他不正行為によって本補助金の給付を受けたものに対し、補助金の全部または一部を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は令和元年8月19日から適用する。